

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和4年4月15日付けで請求人に対して行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、社会とのコミュニケーションが不可のため、行動・思考の善悪等が理解できない。そのため、常に日常生活に付き添い保護しなければならない状況が続いている。事実、①3年前に発症した白血病、②白血病に伴う糖尿病等の発症、③脳波検査でのてんかん波、④白血病の長期入院による精神不安定、⑤全ての介護でのコミュニケーションができないための継続的介護・介助の5つの対応により、日々の生活に大きな支障が生じている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年11月22日	諮問
令和5年2月16日	審議（第75回第1部会）
令和5年3月16日	審議（第76回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 重度手当の支給要件

重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

(2) 重度手当の障害要件

ア 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手

当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））第2・3・(1)によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい（条例1条参照）、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者であり、「障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となってひき起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みのきわめて困難な者をいう」とされており、その典型的な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である」とされている。

イ 本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表1号の対象者、すなわち「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」者について、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている。

なお、「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障

害をいうとされ、「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度のものをいうとされている。

(3) 重度手当の障害要件のより具体的な基準

「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」(平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。)・1によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」について、具体的には、(ア)問題行動(・激しい自傷、他害、器物損壊など、・著しい不潔行為(便こね、放尿等)、・異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、・激しい興奮(パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等)、・日常生活に支障をきたす程のこだわり、・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り)、(イ)精神症状(・躁鬱の波が激しい、・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、・強迫行動のため日常生活に支障をきたす)、(ウ)難治性のてんかん、をいうとされている。

(4) 本件要領・本件通知の位置付け

なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 本件申請書において、請求人の障害の状況欄には、条例別表1号に該当する旨の記載があるので、請求人の障害の程度が、同別表1号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」(別紙2・1)との診断がなされ、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない」(別紙2・2)との診断がなされている。

(2) 「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」者とは、本件要領

第 2・3・(3)・ア又はイのいずれかの状態にある者とされているから(1・(2)・ウ)、まず、本件要領第 2・3・(3)・アに該当するかについてみる。

本件要領第 2・3・(3)によれば、アは「知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」(1・(2)・ウ)とされている。

また、本件要領第 2・3・(1)によれば、手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、一般に重度心身障害者といわれている者(身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度相当者)とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいふべき者であるとされているところ(1・(2)・ア)、当該記載は、重度手当の受給資格の認定に当たり、1～2 度に相当する愛の手帳を交付されていることをもって、重度手当の支給要件を満たしていると判断してはならないことを明示的に注意する趣旨のものと解するのが相当であって、かつ、その要件を判断するに当たり、知的障害の程度が重度であるか否かとの共通する要素を有する愛の手帳の制度を参考とすることは合理性を有するものといふべきである。

この点において、請求人は愛の手帳(2 度)を所持しており、本件診断書にも「重度の知的障害を有すると認められる」と記載されているが、愛の手帳が 1 度(最重度)でないことからしても、請求人は「知的障害が非常に重い」状態にあるとまでは認められない。

また、「知的障害及び精神症状についての所見」欄(別紙 2・3。以下「所見欄」という。)の「ゆっくり独歩可能。」「装具がないと歩行は不安定だが転倒などはなし。」「食事で詰め込みあるため、見守りは必要。」との記載から判断すると、請求人が日常生活の必要最小限の活動のすべてを介護者にゆだねざるを得ない状態にあるということとはできない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(3)・アにいう「知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排せつなど、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」に該当するとは認められない。

(3) 次に、本件要領第2・3・(3)・イに該当するかについてみる。

上記(1)のとおり、請求人の障害が、「重度の知的障害」であるとは認められる。

しかし、「適応行動面で著しい障害」にあるかについてみると、所見欄によれば、人間関係のトラブルや他害はなく、乾燥時に顔をひっかく、かさぶたをはがすなどの自傷はあるが重度ではないこと、器物損壊はあるが頻回ではないことから、激しい自傷、他害、器物損壊などの問題行動が著しいとは認められない。また、夜間覚醒時に石油ファンヒーターをつけてしまったりすることはあるが、頓服薬で入眠でき、その内服回数も月5回程度であること、外出時も手をつなぐため迷子はないこと、トイレの水を流し続けるということもあるが頻回ではないこと、多動はないとされていることから、危険認知不十分な行動が著しいとは認められず、また、日常生活に支障をきたす程のこだわりがあるとも認められない。

また、本件診断書からは、日常生活に支障をきたすほどの精神症状があるとも認められない。

さらに、請求人は、小学校1年生のときにてんかんと診断されて抗てんかん薬を内服もしてきたが、服薬を中止した後も発作はみられていないことからすると、請求人の症状が「難治性のてんかん」であるとはいえない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(3)・イにいう「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」に該当するとは認められない。

(4) したがって、請求人は、本件要領第2・3・(3)・ア及びイのい

ずれにも該当するものとはいえないから、条例別表1号において重度手当の支給対象とされる「重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」には該当しないといわざるをえない。

(5) 以上のとおりであるから、請求人は、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされる（第6・1・(1)）、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての本件医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、センターにおける専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張するような事情があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

また、請求人は、白血病の患者に対する公的支援についても不服を述べているものと解されるが、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病のような医療費助成制度は存在しない。新たな制度の創設については、国の医療制度を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

なお、総務省の行政相談にあつては、全国的な制度・運営の改善が必要なものについて、広く国民の相談に応じて同省に設置されている行政苦情救済推進会議において審議されていることを付言する。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2(略)